

からだに関する 補償

がん補償（がんのリスクへの備え）

傷害補償（ケガへの備え）

P29～P32

賠償・財産・費用に 関する補償

介護補償（仕事と介護の両立への備え）

個人賠償責任（他人への賠償責任への備え）

弁護士費用等（訴訟リスクへの備え）

所得補償（病気・ケガによる休職への備え）

携行品（身の回り品への備え）

ホールインワン・アルバイトロス費用

救援者費用等（事故時の救援活動費用への備え）

P33～P43

お子さまに関する 補償

こども傷害補償（ケガへの備え）

個人賠償責任（他人への賠償責任への備え）

借家人賠償責任（下宿先での事故への備え）

携行品（身の回り品への備え）

住宅内生活用動産（下宿先の家財への備え）

P44～P47

がん・生活総合補償プラン

団体総合生活保険

がん・生活総合補償プランはこの保険は、ジェイティービー共済組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてジェイティービー共済が有します。
保険期間は2025年1月1日16時から2026年1月1日16時までです。
現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

(1) からだに関する補償、賠償・財産・費用に関する補償

① ジェイティービー共済組合の組合員および退会者(退職者)	
② ①の方のご家族	配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟 ①の方と同居されているご親族・使用人の方 ^{*3}

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}について年齢^{*2}等の加入条件がある補償があります。詳細は各補償ページをご確認ください。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

^{*3} ①と同居の親族・使用人は、傷害補償の家族型(交傷:J2タイプ)については、被保険者本人とはなりません。

(2) お子さまに関する補償

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入できる方は、ジェイティービー共済組合員のお子さまとなります。

※ただし、保険期間の終了時点で「満23歳未満の方」または「満23歳以上で学校^{*2}に在籍している方^{*3}」に限りです。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 学校教育法に定める次の①～④の学校または外国大学日本校をいいます。

①高等学校(高等専門学校を含みます。) ②大学(大学院および短期大学を含みます。) ③特別支援学校の高等部 ④専修学校および各種学校^{*4}

^{*3} 入学・入園手続きを終えた方を含みます。

^{*4} 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限りです。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。詳細は各補償ページをご確認ください。

■ 傷害補償、賠償・財産・費用に関する補償(介護補償・所得補償除く)

	本人型	家族型
① ご本人 ^{*1}	○	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
③ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ がん補償、介護補償、所得補償

	本人型
① ご本人 ^{*1}	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—
③ ご本人 ^{*1} のお子さま	—

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ お子さまに関する補償

	こども傷害補償、借家人賠償責任、携行品、生活用動産	個人賠償責任 ^{*2}
	本人型	家族型
ご本人 ^{*1}	○	○
ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○ ^{*3}
ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○ ^{*4}

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)

※借家人賠償責任については、ご本人^{*1}が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人^{*1}の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任について、ご本人^{*1}以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*3 個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含まれます。

*4 個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者の別居の未婚のお子さまも保険の対象となる方に含まれます。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含まれます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思^{*1}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含まません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

3. 保険料の払込方法について

毎月の給与より引き去ります。(3月給与より控除開始)

なお JTB グループ外出向等で給与から引き去りができない場合に限り、ご指定の口座より一括で引き落とす払込方法となる場合がございます。

(出向先から帰任する等再び給与から引き去りが可能となった場合は給与引き去り(月払)となります。)

4. 共同保険について

からだに関する補償(除くがん補償)、賠償・財産・費用に関する補償(除く介護補償)には「共同保険に関する特約」が付帯され、東京海上日動火災保険株式会社が幹事となり、損害保険ジャパン株式会社と共同してお引き受けしております。なお引受保険会社の分担割合は東京海上日動火災保険株式会社が90%、損害保険ジャパン株式会社が10%となります。

【各種割引について】

各補償ごとに以下の割引が適用されております。

割引率は加入者数や事故の発生状況により毎年見直しを致します。

	割引率	がん補償	傷害補償	介護補償	個人賠償責任	弁護士費用等	所得補償	携行品	ホールインワン・アルパトロス費用	救済者費用	お子さまに関する補償(傷害部分)
団体割引	30%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大口団体契約割引*	10%	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
損害率による割引*	5%	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○

*大口団体契約割引は2025年より適用開始となりますが、損害率による割引は前契約の25%から5%に変更しております。割引率の変更に伴い、各補償ごとの保険料も変更しております。

がん補償 (がんのリスクへの備え)

がんのリスクに備えて 充実の補償をご用意！
がんと診断確定された場合*1やがん治療のために
入院された場合等に、保険金をお支払いします。

*1 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。詳しくは別冊の「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください

がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



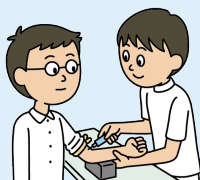
がん手術

がんの手術に
備えて



がん先進医療

先進医療にも



©東京海上日動

がん患者申出療養

がんで患者申出療養を受けた

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約465万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位：万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに

心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター

「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった資金の

準備ができると安心です。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：30%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型	
性別		男性・女性共通	
タイプ名		G1タイプ	G2タイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円
	がん入院保険金日額（1日あたり）	7,000円	7,000円
	がん手術保険金額（手術の種類により）	7万円・14万円・28万円	7万円・14万円・28万円
	がん先進医療保険金額	1,000万円	－
	がん患者申出療養保険金額	500万円	－
保険料 （月払）	5 ～ 9 歳	180円	120円
	10 ～ 14 歳	230円	170円
	15 ～ 19 歳	190円	130円
	20 ～ 24 歳	150円	90円
	25 ～ 29 歳	230円	170円
	30 ～ 34 歳	400円	340円
	35 ～ 39 歳	550円	490円
	40 ～ 44 歳	760円	700円
	45 ～ 49 歳	1,070円	1,010円
	50 ～ 54 歳	1,540円	1,480円
	55 ～ 59 歳	2,360円	2,300円
	60 ～ 64 歳	3,510円	3,450円
	65 ～ 69 歳	4,850円	4,790円
	70 ～ 74 歳	6,130円	6,070円
	75 ～ 79 歳	7,370円	7,310円
	80 ～ 84 歳	8,590円	8,530円
	85 ～ 89 歳	9,680円	9,620円

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

傷害補償 (ケガへの備え)

国内外での「日常の様々なケガ」への備えに、
3つの補償プランをご用意しました！

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



スポーツ中にケガ



家庭内でケガ

…等

〔天災危険補償特約〕＜追加補償＞

地震・噴火またはこれらによる津波でケガ

交通事故等限定プラン 〔交通事故傷害危険のみ補償特約セット〕



交通事故でケガ



自転車でケガ



駅構内でケガ

…等

ゴルフ中等限定プラン 〔ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット〕



ゴルフ場や練習場で
スイングした拍子に
転んでケガ

…等

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間

団体割引：30% 大口団体契約割引：10% 損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事）

プラン		日常生活全般プラン									
型		本人型									
タイプ名		S1タイプ	S2タイプ	S3タイプ	S4タイプ	S5タイプ	S6タイプ	S7タイプ	S8タイプ	S9タイプ	S10タイプ
職種級別*1		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
加入限度口数		5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口	5口
天災危険補償特約		－	○	－	○	－	○	－	○	－	○
交通事故傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	110万円	130万円	170万円	210万円	250万円	280万円	150万円	180万円	240万円	330万円
	入院保険金日額*2（1日あたり）	1,300円	1,300円	2,100円	2,100円	2,900円	2,900円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	通院保険金日額（1日あたり）	800円	800円	1,300円	1,300円	1,900円	1,900円	1,100円	1,100円	800円	800円
保 険 料（月 払）		300円	370円	480円	590円	690円	820円	410円	520円	430円	600円

プラン		交通事故等限定プラン				ゴルフ中等限定プラン*3		
型		本人型		家族型		本人型		
タイプ名		KS1タイプ	KS2タイプ	J1タイプ	J2タイプ	GS1タイプ	GS2タイプ	GS3タイプ
職種級別*1		-	-	-	-	-	-	-
加入限度口数		2口	1口	1口	1口	1口	1口	1口
天災危険補償特約		－	○	－	－	－	－	－
交通事故傷害危険のみ補償特約		○	○	○	○	－	－	－
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	270万円	290万円	100万円	100万円	200万円	200万円	550万円
	入院保険金日額*2（1日あたり）	2,800円	2,800円	1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円
	通院保険金日額（1日あたり）	1,400円	1,400円	500円	500円	1,300円	1,200円	1,900円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額				100万円			
	入院保険金日額*2（1日あたり）	－	－	－	1,500円	－	－	－
	通院保険金日額（1日あたり）				500円			
ご親族	死亡・後遺障害保険金額				100万円			
	入院保険金日額*2（1日あたり）	－	－	－	1,500円	－	－	－
	通院保険金日額（1日あたり）				500円			
保険料（月払）		220円	330円	80円	220円	50円	50円	60円

※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしていません。

*1 「日常生活全般プラン」の保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

介護補償 (仕事と介護の両立への備え)

(一時払金介護) 認知症アシスト付き

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」のページをご参照ください。）。

補償の型

公的介護保険連動型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

「公的介護補償保険連動型」について

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒ 40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」のページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

介護補償 (仕事と介護の両立への備え)

(年金払介護) 認知症アシスト付き

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態^{*1}となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

<4つの特長>

■長期間の安心

介護補償(年金払介護)では、最大10年間(10回)保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態^{*1}が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にご加入いただくことで、親が要介護状態^{*1}となった場合に備えることができます。

■充実のサービス(認知症アシスト)

要介護状態^{*1}となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償(年金払介護)では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(検索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」のページをご参照ください。)

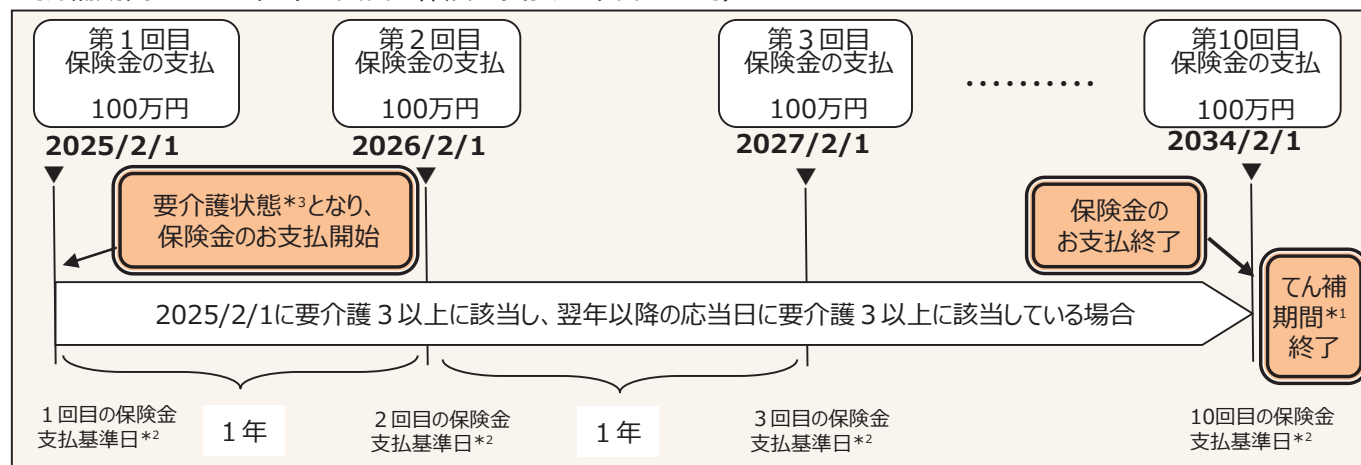
^{*1} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

【例】

年金払介護補償保険金額(年額): 100万円、保険期間: 1年間(2024/10/1~2025/10/1)

てん補期間^{*1}: 10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)



※てん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間^{*1}中の保険金支払基準日^{*2}に、再度要介護状態^{*3}に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間^{*1}は1回目の保険金支払基準日^{*2}から通算した期間となります。

(例: 最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態^{*3}に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間^{*1}中に死亡した後の保険金支払基準日^{*2}においては、保険金をお支払いしません。

^{*1} 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日^{*2}まで)をいいます。

^{*2} 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態^{*3}に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

^{*3} 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間
てん補期間*¹：10年（10回目の保険金支払基準日まで）
団体割引：30%

型		本人型					
タイプ名		NK10タイプ		NK70タイプ		NK40タイプ	
加入限度口数		1口		1口		1口	
年金払介護補償保険金額		100万円		70万円		40万円	
保険料 (月払)	年齢 \ 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	40～44歳	110円	100円	80円	70円	40円	40円
	45～49歳	130円	120円	90円	80円	50円	50円
	50～54歳	180円	160円	130円	110円	70円	70円
	55～59歳	260円	240円	180円	160円	100円	90円
	60～64歳	560円	510円	390円	350円	220円	200円
	65～69歳	1,390円	1,710円	980円	1,200円	560円	690円
	70～74歳	2,620円	3,890円	1,830円	2,720円	1,050円	1,560円
	75～79歳	6,020円	9,120円	4,210円	6,380円	2,410円	3,650円
	80～84歳(更新のみ)	10,530円	16,510円	7,370円	11,560円	4,210円	6,610円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*²や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*²が、満40歳以上満79歳以下*³の方に限ります。

*¹ 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）をいいます。

*² 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*³ 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。



公的介護保険制度とは

介護補償（年金払介護）、
介護補償（一時払金介護） 共通

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について]

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

個人賠償責任 (他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物^{*1}を壊してしまったり法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ゴルフ中のリスクに特化したプランもご用意！

^{*1} 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



自転車で誤って
他人に衝突



借りたバッグが盗難

…等

ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ賠償責任補償特約セット]

借りたゴルフ
クラブを破損



ゴルフ中に誤って他人
(キャディを含む)にケガ

…等



保険の対象
となる方



東京海上日動

示談交渉



相手方

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
タイプ名		KBタイプ	JKBタイプ	GKBタイプ
個人賠償責任	型	家族型	家族型	本人型
	保険金額 免責金額(自己負担額：0円)	国内：1億円 / 国外：1億円	国内：無制限 / 国外：1億円	国内：1億円 / 国外：1億円
保険料(月払)		150円	170円	50円

弁護士費用等 (訴訟リスクへの備え)

(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*¹・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*²等により精神的苦痛を被った場合*³に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…

- ・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢*¹され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：30%、損害率による割引：5%

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

タイプ名	BGBタイプ	BGKタイプ
型	家族型	家族型
弁護士費用	300万円	300万円
個人賠償責任補償(日常生活全般プラン)		国内・無制限/国外・1億円
保険料(月払)	150円	320円

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間
 団体割引：30%、損害率による割引：5%
 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事）

型	本人型		
タイプ名	SHタイプ		
職種	1級：営業職・事務職 2級：添乗員		
てん補期間*1	1年		
免責期間	7日		
加入限度口数	99口		
所得補償保険金額（月額）	1万円		
保険料 （月払）	年齢	1級	2級
	15歳～19歳	40円	40円
	20歳～24歳	50円	60円
	25歳～29歳	60円	70円
	30歳～34歳	70円	80円
	35歳～39歳	90円	100円
	40歳～44歳	110円	130円
	45歳～49歳	130円	150円
	50歳～54歳	160円	180円
	55歳～59歳	170円	190円
	60歳～64歳	180円	200円
	65歳～69歳	260円	300円
	70歳～74歳	350円	400円
	75歳～79歳	520円	600円
	80歳～	700円	800円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
 ※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級（一般事務従事者等）の方と基本級別2級（添乗員等）の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

- *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
 *2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
 *3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
 *4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

携行品 (身の回り品への備え)

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等^{*1}の損害を補償します。ゴルフ用品の損害に特化したプランもご用意！

^{*1} 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

こんな時はおまかせください

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

携行品基本プラン



旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった



外出中、ハンドバッグをひったくられた

…等

ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]



ゴルフ場や練習場でクラブを折ってしまったときやゴルフ用品の盗難^{*1}にあったとき

…等

^{*1} ゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン		ゴルフ用品限定プラン
型	本人型		本人型
タイプ名	K1タイプ ^o	K2タイプ ^o	GKタイプ ^o
保険金額 免責金額(自己負担額：5,000円)	10万円	20万円	10万円
保険料(月払)	50円	70円	40円

ホールインワン・ アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたは
アルバトロス*1を達成し、慣習として達成のお祝い費用等を
負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス、または、記録媒体に記録された映像等によりその
達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロスをいいます。詳しくは別冊の「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください！

ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した …等

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したことの証明
およびゴルフ場の証明または映像等)をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は別冊の「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

セルフプレーは同伴キャディがいらないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明がある
ときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%、
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	
タイプ名	GH1タイプ	GH2タイプ
保険金額	20万円	50万円
保険料(月払)	150円	420円

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

救援者費用等 (事故時の救援活動費用への備え)

国内外で事故に遭い、緊急の捜索・救援活動が
必要となった場合等に保険金をお支払いします。

こんな時はおまかせください！

乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した
ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらった …等

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：5%、
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型
タイプ名	KYタイプ
保険金額	300万円
保険料(月払)	10円

救援者費用等にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

個人賠償責任 (他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、お子さまやご家族が他人にケガをさせたり、他人の物*1を壊してしまっただけで法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

こんな時はおまかせください！



自転車で誤って
他人に衝突



借りたバッグが
盗難

…等

借家人賠償責任 (下宿先での事故への備え)

国内の下宿先での事故により、お子さまが貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

こんな時はおまかせください！

※示談交渉は東京海上日動では行いません。



- ▶ 失火により下宿先のアパートを焼失させてしまった
- ▶ 給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにし、壁紙を張り替えた

…等

！ お子さまが寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

携行品 (身の回り品への備え)

国内外を問わず、外出中の偶然な事故や盗難による
お子さまの持ち物や用具等*1の損害を補償します。

*1 お子さまが所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

こんな時はおまかせください！



旅行中、誤ってカメラを
落として壊してしまった



外出中、カバンを
ひったかれた

…等

住宅内生活用動産 (下宿先の家財への備え)

国内において、お子さまの所有する家財*1が
偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします！

*1 サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

こんな時はおまかせください！



火災により
家財が焼失してしまった



空き巣が入り
家財が盗難にあった

…等

！ お子さまが寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：30%、大口団体契約割引：10%、損害率による割引：5%、職種級別^{*1}：A
 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（幹事）
 ※ご加人口数は1口のみです。

タイプ名		自宅通学生用				下宿生用
		Mタイプ	Nタイプ	Oタイプ	Pタイプ	Tタイプ
お子さまのケガ こども傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	180万円	170万円	166万円	125万円	125万円
	入院保険金日額 ^{*2} （1日あたり）	1,100円	1,000円	1,000円	700円	700円
	通院保険金日額（1日あたり）	600円	600円	500円	400円	400円
	細菌性食中毒等補償特約	○	○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約 ^{*3}	○	○	○	○	○
	熱中症危険補償特約	○	○	○	○	○
	天災危険補償特約 （傷害、育英費用および学業費用用）	○	○	○	○	○
扶養者のケガ等	育英費用保険金額	2,000万円	1,500万円	1,000万円	600万円	600万円
	天災危険補償特約 （傷害、育英費用および学業費用用）	○	○	○	○	○
個人賠償責任保険金額 （記録情報限度額500万円）		国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
借家人賠償責任保険金額		－	－	－	－	1,000万円
携行品保険金額 （免責金額（自己負担額）：5,000円）		30万円	10万円	－	－	－
住宅内生活用動産保険金額 （免責金額（自己負担額）：5,000円）		－	－	－	－	100万円
保険料（月払）		1,800円	1,430円	1,070円	750円	1,110円

※傷害補償基本特約にのみ大口団体契約割引は適用できます。
 ※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

^{*1} お子さまが継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。
^{*2} 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。
^{*3} 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します（死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。）。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。
※東京海上日動社の団体総合生活保険にご加入の方のみがサービスの対象となります。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サ
ビスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する相談に電
話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただく
ことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関
のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の
仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報
をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の
生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間
電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

【対象となる補償】 介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

自動セット



緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時
「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時
受付時間 : 0120-775-677
いずれも 土日祝・年末・年始を除く
脳健康度チェック : 午前9時～午後5時
0120-002-531
認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時
0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

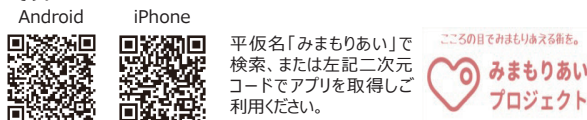
「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。



脳健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。監修：川島隆太氏
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】 弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

自動セット

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス : 午前10時～午後6時
受付時間 : 0120-300-575
いずれも 土日祝・年末・年始を除く
痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス : 午前7時30分～午前9時30分 / 午後5時～午後10時
0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。